

## 鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(平成4年3月25日 告示第28号)

改正 平成 5年 3月31日告示第28号 平成 8年 7月 9日告示第63号  
平成14年10月17日告示第76号 平成16年 3月30日告示第21号  
平成17年 3月28日告示第17号 平成19年 5月22日告示第52号  
平成20年 4月 1日告示第50号 平成23年 3月 3日告示第15号  
平成24年 2月28日告示第 8号 平成25年 3月29日告示第32号  
平成26年 3月31日告示第23号 平成27年 3月27日告示第23号  
平成28年 4月 1日告示第30号 令和 2年 4月14日告示第45号  
令和 3年 3月31日告示第30号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取便所を高度処理型合併処理浄化槽に設置換え（以下「転換」という。）する者に対する鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、予算の範囲内において、鎌ヶ谷市補助金等交付規則（昭和46年鎌ヶ谷市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 個人が所有する建物であつて、居住の用に供する戸建ての専用住宅又は居住部分が2分の1以上の併用住宅をいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) くみ取便所 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定するくみ取便所をいう。
- (4) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、処理対象人員が10人以下であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90%以上及び放流水のBODの日間平均値が20mg/L以下の機能を有するものであり、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合する機能を有するものをいう。
- (5) 高度処理型合併処理浄化槽 前号の合併処理浄化槽のうち、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものをいう。
  - ア 窒素又はりん除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽 放流水の総窒素濃度の日間平均値が20mg/L以下又は総りん濃度の日間平均値が1mg/L以下の機能を有するもの
  - イ 窒素及びりん除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽 放流水の総窒素濃度

の日間平均値が20mg/L以下及び総りん濃度の日間平均値が1mg/L以下の機能を有するもの

ウ BOD除去能力に関する高度処理型合併処理浄化槽 BOD除去率が97%以上及び放流水のBODの日間平均値が5mg/L以下の機能を有するもの

エ 高度窒素除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽 放流水の総窒素濃度の日間平均値が10mg/L以下の機能を有するもの

(6) 設置費 高度処理型合併処理浄化槽の設置に要する経費をいう。

(7) 単独転換費 既存単独処理浄化槽の撤去に要する経費をいう。

(8) くみ取転換費 くみ取便所の撤去及び水洗便所の設置に要する経費をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、鎌ヶ谷市内の湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域又は水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域とする。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による事業計画の認可を受けた区域を除く。

2 前項ただし書に規定する区域であっても、第6条の規定により交付申請しようとする日から起算して原則として7年以上公共下水道の整備が見込まれない区域については補助対象地域とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象地域において、転換する者で次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

(1) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置等の届出の手続きが完了していること又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けていること。

(2) 土地及び建物の所有者が別にいる場合、その所有者の承諾を得ていること。

(3) 転換に未着手であること。

(4) し尿処理手数料及び市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 法人

(2) 住宅の所有者が法人である者

(3) 建物の新築又は建替え（増改築は除く。）に伴い、高度処理型合併処理浄化槽を設置する者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、設置費及び単独転換費又はくみ取転換費の一部に相当する額とし、別表に掲げる区分に応じた限度額を限度とする。

2 設置費、単独転換費及びくみ取転換費の額に、1,000円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて4月1日から1月31日までに市長に提出しなければならない。

(交付可否決定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を変更、中止又は廃止しようとするときは、鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、承認又は不承認の決定をし、鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後1月以内又は第7条の規定による交付決定を受けた年度の3月20日のいずれか早い日までに鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（別記第5号様式）に浄化槽維持管理誓約書（別記第6号様式）その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金額確定通知書（別記第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることがで

きる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 浄化槽法に定める義務に違反したとき。

(検査)

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、現場において次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 高度処理型合併処理浄化槽据付（水張りを含む。）時の中間検査
- (2) 完了検査
- (3) その他市長が必要と認める検査

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日告示第28号）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年7月9日告示第63号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成14年10月17日告示第76号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成16年3月30日告示第21号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日告示第17号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月22日告示第52号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた補助金の交付申請について適用し、同日前に行われた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月1日告示第50号）  
この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月3日告示第15号）  
この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月28日告示第8号）  
この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 3月29日告示第32号）  
この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年 3月31日告示第23号）  
この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日告示第23号）  
この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第30号）  
この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月14日告示第45号）  
この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第30号）  
この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条関係）

区分		限度額	
設置費	窒素又はりん除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽	5人槽	384,000円
		7人槽	462,000円
		10人槽	585,000円
	窒素及びりん除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽	5人槽	528,000円
		7人槽	693,000円
		10人槽	963,000円
	BOD除去能力に関する高度処理型合併処理浄化槽	5人槽	489,000円
		7人槽	654,000円
		10人槽	903,000円
	高度窒素除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽	5人槽	474,000円
		7人槽	615,000円
		10人槽	723,000円
単独転換費		180,000円	
くみ取転換費		100,000円	

別 記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市長

様

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電話番号

印

鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けたいので、鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

設置場所		
既存し尿の処理	既存単独処理浄化槽・くみ取便所 (該当する項目を○で囲んでください)	
使用予定人員及び高度処理型合併処理浄化槽の人槽	使用予定人員 人 高度処理型合併処理浄化槽 人槽	
交付申請額	設置費 円 転換費 円 合 計 円	
土地所有者の承諾	住 所 印 氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者本人が所有
建物所有者の承諾	住 所 印 氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者本人が所有
軽自動車（原動機付自転車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を含む。）の所有の有無	有 り ・ 無 し  (該当する項目を○で囲んでください)	
予定工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
浄化槽工事業者	住 所 商 号 印 代表者 印 登録番号 登録・届出 千葉県知事（ — ）第 号 電話番号 申請担当者	

浄化槽設備士	氏 名 浄化槽設備士免状の交付番号 第	印 号
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業既存単独処理浄化槽・くみ取便所の現況及び転換計画書</li> <li>2 転換場所の位置図</li> <li>3 受理された浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済書及び建築確認申請書の写し</li> <li>4 合併処理浄化槽概要書の写し</li> <li>5 工程表</li> <li>6 設置費に係る見積書の写し</li> <li>7 単独転換費又はくみ取転換費に係る見積書の写し</li> <li>8 高度処理型合併処理浄化槽の仕様書及び図面</li> <li>9 一般財団法人日本建築センター発行の型式適合認定書の写し</li> <li>10 浄化槽法第13条第1項の規定による認定書</li> <li>11 ポンプ設備、よう壁又は支柱等の構造図</li> <li>12 評定書の写し（支柱レス浄化槽で上部が駐車場の場合に限る。）</li> <li>13 既存単独処理浄化槽及び高度処理型合併処理浄化槽の配置図、敷地内排水系統を含んだ建物の配置図及び住宅の平面図（生活排水管を赤線、雨水管を緑線で記入されているものに限る。）</li> <li>14 前年度の納税証明書（個人市県民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税）又は非課税証明書（個人市県民税）</li> <li>15 工事請負契約書の写し又は注文者、建物工事請負者及び浄化槽業者の三者で取り交わした浄化槽工事に関する覚書の写し</li> <li>16 全国浄化槽推進市町村協議会発行の登録証の写し</li> <li>17 登録浄化槽管理票（C票）</li> <li>18 一般社団法人全国浄化槽団体連合会及び一般社団法人千葉県浄化槽協会発行の保証登録証</li> <li>19 浄化槽処理対象人員算定方法変更届の写し（延床面積130平方メートルを超え必要な場合に限る。）</li> <li>20 浄化槽設備士免状の写し</li> <li>21 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>	

同 意 書

私は、鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付に係る審査に当たり、担当職員が私の個人市県民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の納税状況を公簿等により確認することに同意します。

氏 名

印

※同意した場合、添付書類14の提出は不要です。







様

鎌ヶ谷市長

印

鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付については、次のとおり決定（却下）したので、鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 決定

(1) 補助金の額（予定）	設置費	円
	転換費	円
	合計	円

(2) 条件

- ア この通知書を浄化槽工事業者に提示すること。
- イ 補助事業を変更（中止・廃止）しようとするときは、鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し承認を受けること。
- ウ 補助事業完了予定年月日（ 年 月 日）までに、鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて市長に提出すること。
- エ 補助事業完了予定年月日までに補助事業を完了することができない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- オ 市長の要求があったときは、事業の遂行状況を直ちに報告すること。
- カ 転換後、浄化槽法第7条及び第11条の法定検査を受検すること。
- キ 設置完了後1年以内に使用を開始すること。

2 却下理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鎌ヶ谷市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鎌ヶ谷市（訴訟において鎌ヶ谷市を代表する者は、鎌ヶ谷市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

補助事業者 住所

氏名 印

鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で通知のあった補助事業については、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更・中止・廃止（該当する項目を○で囲んでください。）

2 理由

様

鎌ケ谷市長

印

鎌ケ谷市合併処理浄化槽設置整備事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、次のとおり承認（不承認）したので、鎌ケ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

1 承認  
条件

2 不承認  
理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鎌ケ谷市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鎌ケ谷市（訴訟において鎌ケ谷市を代表する者は、鎌ケ谷市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

鎌ヶ谷市長

様

補助事業者 住所  
氏名  
電話番号

印

鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で通知のあった補助事業を完了したので、鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

- |   |       |     |   |
|---|-------|-----|---|
| 1 | 補助金の額 | 設置費 | 円 |
|   |       | 転換費 | 円 |
|   |       | 合計  | 円 |
- 2 補助事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
- (1) 鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業既存単独処理浄化槽・くみ取便所転換結果報告書
  - (2) 鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業施工チェックリスト
  - (3) 高度処理型合併処理浄化槽の竣工の配置図（撤去既存単独処理浄化槽の配置を含む。）、敷地内竣工排水系統を含んだ建物の配置図及び住宅の平面図（生活排水管を赤線、雨水管を緑線で記入されているものに限る。）
  - (4) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあたっては、11条検査に係る公益社団法人浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書の写し（浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、保守点検を自ら行うことができることを証明する書類及び11条検査の受検を契約したことを証する書面）
  - (5) 浄化槽法第7条検査依頼書（合併処理浄化槽）の写し
  - (6) 浄化槽法第7条第1項の検査に係る経費を納付したことを証する書類の写し
  - (7) 浄化槽維持管理誓約書
  - (8) 設置費の請求書又は領収書の写し
  - (9) 単独転換費又はくみ取転換費の請求書又は領収書の写し
  - (10) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
  - (11) 施工状況写真（施工チェックリストに規定する写真）
  - (12) その他市長が必要と認める書類

鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業  
 既存単独処理浄化槽・くみ取便所転換結果報告書

1 補助事業者	住 所	
	氏 名	
2 既存単独処理浄化槽	製造業者	
	型 式	
	人 槽	人槽
	処理方式	
3 処理方法	該当する項目を○で囲んでください。 ・くみ取り処理 ・底部各層に穴開け処理 ・内部消毒処理 ・上部切断、切落とし処理 ・撤去、埋め戻し処理 ・その他 ( )	

以上、適正に施工し確認したことを報告します。

年 月 日

(浄化槽工事業者、住所、商号、代表者、登録番号)

住 所

商 号

代表者

登録番号

登録・届出 千葉県知事 ( ) 第

印  
印

号

(浄化槽設備士、交付番号)

氏 名

交付番号

第

印  
号

鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業施工チェックリスト

検査項目	チェックポイント	確認欄
1 流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4 ますの位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切なますが設置されているか。	
5 流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形並びに破損のおそれ	管の露出等により変形又は破損のおそれはないか。	
6 嵩上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検及び清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検及び清掃の支障となるものが設置されていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 接触材等の変形、破損及び固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損がないか。	
	しっかり固定されているか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置破損、汚泥移送装置の変形、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損がないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12 消毒設備の変形破損及び固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13 ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置及び稼働の状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。 ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14 ブローターの設置及び稼働の状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	



	漏電のおそれはないか。	
15 写真管理	着工前に合併処理浄化槽設置場所で浄化槽設備士が標識を掲げている写真	
	栗石のつき固め終了後	
	目つぶし	
	つき固め	
	捨てコンクリート打設後	
	基礎配筋	
	よう壁の配筋	
	支柱等補強配筋	
	基礎コンクリート打設後	
	設置前の浄化槽本体	
	据付及び水平	
	水張り	
	埋め戻し水締め	
	上部スラブ配筋	
	かさ上げ	
	ピット構造	
	ブロワー設置状況（アースの確認）	
	ポンプ設備の写真	
	合併処理浄化槽完了後	
	既存単独浄化槽又はくみ取り便槽の全景	
	し尿・汚泥くみ取り	
	消毒	
	残置する部分	
	掘り上げた本体	
	掘り上げ状況	
	既存し尿施設の土砂埋め戻し	
既存し尿施設の撤去完了後		
市長が必要と認めたものの写真		

上記のとおり確認したことを証します。

年 月 日

(浄化槽工事業者、住所、商号、代表者、登録番号)

住 所

商 号

印

代表者

印

登録番号

登録・届出 千葉県知事 (

—

) 第

号

(浄化槽設備士、浄化槽設備士免状の交付番号)

氏 名

印

交付番号

第

号

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

補助事業者 住所

氏名 印

浄化槽維持管理誓約書

私は、貴市から合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けるにあたり、浄化槽法を遵守し、下記のとおり適正に維持管理を行っていくことで環境保全に努めることを誓約いたします。

記

- 1 浄化槽法第10条に規定する保守点検及び清掃の実施
- 2 浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査の実施

第7号様式（第10条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

鎌ヶ谷市長

印

鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので、鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

補助金確定額	設置費	円
	転換費	円
	合 計	円

第8号様式（第11条関係）

鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

補助事業者 住所

氏名 印

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった鎌ヶ谷市合併処理  
浄化槽設置整備事業補助金を鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第11  
条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求額 円

振込先 銀行名 銀行 支店

種 別 普通 ・ 当座

口座番号

フリガナ

口座名義人